

被保険者証の更新について —国保の窓口からお願い—

現在国保に加入されている皆さんの被保険者証が平成22年10月1日から新しい被保険者証に更新されます。

新しい被保険者証を10月1日までに郵送いたしますので、被保険者証が届き次第、古い被保険者証を役場窓口まで返還してください。

(国保税滞納世帯につきましては郵送いたしませんので、町民生活課までお越しください。)



被保険者証は、皆さんが保険医療機関等で受診するときに国保の加入者であることを確認できる唯一の証明書です。

そこで、受診される方は次のことを必ず守るようにしてください。

- 1 現在入院中あるいは通院中の方は、平成22年10月1日から新しい被保険者証を必ず保険医療機関等の窓口へ提示してください。

- 2 10月1日以降新しく国保に加入したときも、入院・通院にかかわらず、必ず被保険者証を保険医療機関等の窓口へ提示してください。

- 3 長期にわたって通院している方は、月の初めに必ず被保険者証を保健医療機関等の窓口へ提示してください。

◎異動の手続きは十四日以内です

社会保険への加入や転出など、国保の資格異動の手続きのときは、速やかに異動する人の被保険者証を役場窓口へ持参してください。

◎臓器提供に関する意思表示について

法改正により、平成22年7月17日より健康保険証の裏面が変更となり、臓器提供意思表示欄を設けることとされました。健康保険証(被保険者証)の裏面に貼ることができる臓器提供意思表示シールを同封しています。

特定健診と保健指導で 生活習慣病をブロック

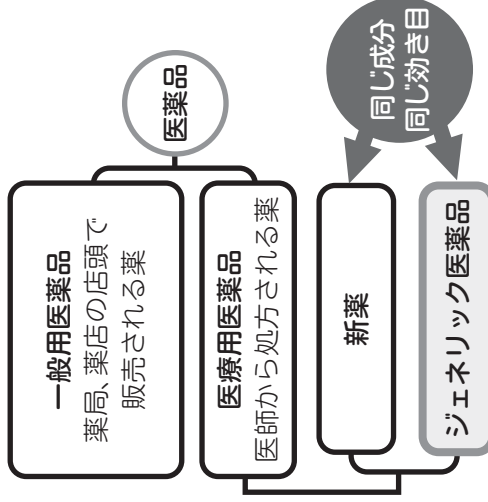


◇ジェネリックを知ろう！

- 医療機関で処方される、効き目は同じで安価なお薬です

医療機関で処方されるお薬(医療用医薬品)には、同じ成分・同じ効き目でも、価格の高いお薬と安いお薬があります。高いほうのお薬は「新薬(先発医薬品)」と呼ばれ、安いほうのお薬は「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」と呼ばれています。

ジェネリック医薬品は、患者さんのお薬代負担を軽くするお薬です。



注意

- ・ジェネリック医薬品に変えても、自己負担額があまり変わらない場合があります。
- ・特許期間が切れていないなど、ジェネリック医薬品が無い薬もあります。
- ・薬局によっては、ジェネリック医薬品

- を取り扱っていない場合があります。
- ・薬の色や形などが新薬と異なる場合があります。
- ・医師が使用を認めない場合は、ジェネリック医薬品に切り替えることができません。

◇高額医療・高額介護合算制度

世帯内で国保・介護保険の両保険から給付を受けることによつて、自己負担額が高額になったときは、国保・介護を通じた自己負担限度額(毎年8月〜翌年7月までの年額)が適用されます。

※各年7/31を基準日とし、2年で時効となります。領収書は必要ありません。

	国保 + 介護保険 (70歳~74歳)	国保 + 介護保険 (70歳未満を含む世帯)
現役並み所得者 (上位所得者)	67万円	126万円
一般	56万円	67万円
低所得Ⅱ	31万円	34万円
低所得Ⅰ	19万円	34万円

※詳しくは役場窓口までご相談ください。

【お問い合わせ先】

藤里町町民生活課国保担当

☎ (79) 2113 内線135、133